

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年 9月 1日 至 令和6年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 森歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県松浦市今福町北免2009番地25

(3) 設立認可年月日 平成 9年 8月27日

(4) 設立登記年月日 平成 9年 9月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 森歯科医院	長崎県松浦市今福町 北免2009番地25	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年10月16日 令和4年度第26期決算の決定

令和6年 8月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人 森齒科医院

※医療法人整理番号

所在地 松浦市今福町北免 2 0 0 9 番地 2 5

貸 借 対 照 表
(令和 6 年 8 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,294	I 流 動 負 債	5,500
II 固 定 資 産	12,990	II 固 定 負 債	4,543
1 有 形 固 定 資 産	7,913	負 債 合 計	10,043
2 無 形 固 定 資 産	83	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,994	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	20,241
		純 資 産 合 計	30,241
資 産 合 計	40,284	負 債 ・ 純 資 産 合 計	40,284

法人名 医療法人 森齒科医院
所在地 松浦市今福町北免 2 0 0 9 番地 2 5

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		64,739
2 事 業 費 用		68,660
	事 業 損 失	-3,921
II 事 業 外 収 益		2,728
III 事 業 外 費 用		126
	経 常 損 失	-1,319
	税 引 前 当 期 純 損 失	-1,319
	法 人 税 等	71
	当 期 純 損 失	-1,390

様式 2

法人名 医療法人 森齒科医院
所在地 長崎県松浦市今福町北免 2 0 0 9 番地 2 5

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	40,284 千円
2. 負 債 額	10,043 千円
3. 純 資 産 額	30,241 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,294
B 固 定 資 産	12,990
C 資 産 合 計 (A + B)	40,284
D 流 動 負 債	5,500
E 固 定 負 債	4,543
F 負 債 合 計 (D + E)	10,043
E 純 資 産 (C - F)	30,241

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 森齒科医院

理事長 森 隆 殿

私は、医療法人森齒科医院の令和5年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月22日

医療法人 森齒科医院
、 監事 森 聡

